

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年3月30日
【発行者の名称】	パスロジ株式会社 (Passlogy Co. Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 秀治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目6番地1
【電話番号】	(03)5283-2263 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 光野 元彦
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	パスロジ株式会社 https://www.passlogy.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」に記載された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 (中間)	第22期 (中間)	第23期 (中間)	第21期	第22期
会計期間	自2019年7月1日 至2019年12月31日	自2020年7月1日 至2020年12月31日	自2021年7月1日 至2021年12月31日	自2019年7月1日 至2020年6月30日	自2020年7月1日 至2021年6月30日
売上高 (千円)	180,615	212,700	213,392	426,360	400,122
経常利益 (千円)	64,906	78,010	49,095	174,667	120,749
中間(当期)純利益 (千円)	47,349	47,983	45,907	110,294	85,630
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行株式総数 (株)	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000
純資産額 (千円)	264,333	303,633	355,184	297,426	361,667
総資産額 (千円)	471,039	519,351	649,718	551,193	556,823
1株当たり純資産額 (円)	132.21	151.86	177.65	148.76	180.89
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	23.68	24.00	22.96	55.16	42.83
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	55.00	42.00
自己資本比率 (%)	56.1	58.5	54.7	54.0	65.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	75,664	48,483	53,940	167,177	126,688
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△19,748	9,423	△43,518	△105,678	△78,380
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△29,276	△58,553	△2,237	△34,274	△63,551
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (千円)	71,374	71,311	64,899	71,958	56,715
従業員数 (名)	23	28	34	27	34
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(4)	(1)	(2)	(2)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマー)は、期中の平均雇用人員を()外数で記載しております。
5. 当社は、2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	34 (1)
---------	--------

(注) 1. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)であり、当中間会計期間の平均雇用人員を記載しております。

2. 当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2021年7月1日から2021年12月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症により停滞傾向であった企業の設備投資も持ち直しの動きが見られますが、原材料の供給不足や価格上昇には十分注意すべき状況です。

当社が属するITセキュリティ業界におきましては、需要は持ち直しつつあるものの、半導体不足の影響により、関連製品の供給に遅れが見られる状況です。また、新型コロナウイルス感染症対策によって活発化した「テレワーク」導入の動きもひと段落し、関連するITセキュリティ製品の需要も落ち着きつつある状況です。

このような市場・経営環境の中で、当社の主力製品「PassLogic（パスロジック）」は、業務システムやクラウドサービスへのリモートアクセスにおいて、「不正アクセス防止に最適な本人認証システム」として、既存顧客による追加案件及び新規案件の受注が安定的に推移し、当中間会計期間中、新規に約2.0万IDの契約を獲得しました。その結果、売上高は213,392千円（前年同期比0.3%増）となりました。

一方で、従業員増加に伴い給与の総額が増加したこと、及びソフトウェア償却費が増加したこと等により、営業利益は44,696千円（前年同期比40.2%減）、経常利益は49,095千円（前年同期比37.1%減）、中間純利益は45,907千円（前年同期比4.3%減）となりました。

当社の事業セグメントは、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比較して8,184千円増加し、64,899千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は53,940千円（前年同期比5,456千円増）となりました。主な変動要因は、税引前中間純利益69,356千円、減価償却費の計上22,511千円、売上債権の増加額22,224千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は43,518千円（前年同期比52,942千円減）となりました。これは、投資有価証券の取得による支出61,103千円、有形固定資産の取得による支出39,839千円、無形固定資産の取得による支出16,022千円、投資有価証券の売却による収入67,535千円、差入保証金の返還による収入9,359千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は2,237千円（前年同期比56,316千円減）となりました。これは、配当金の支払額41,987千円、長期借入金の返済による支出40,250千円、長期借入による収入80,000千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、ほとんど受注開発を行っておらず、受注高及び受注残高の金額に重要性はないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)	前年同期比 (%)
自社製品開発事業 (千円)	213,392	100.3
合計 (千円)	213,392	100.3

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)		当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社ネットワーク	47,898	22.5	52,162	24.4
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	—	—	37,311	17.5
富士通株式会社	—	—	24,482	11.5
ソフトバンク株式会社	21,787	10.2	23,830	11.2
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	40,830	19.2	22,071	10.3
日鉄ソリューションズ株式会社	23,111	10.9	—	—

2. 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社及び富士通株式会社の前中間会計期間の販売実績の総販売実績に対する割合、並びに日鉄ソリューションズ株式会社の当中間会計期間の販売実績の総販売実績に対する割合については、100分の10未満のため記載を省略しております。

3. ディーアイエスソリューション株式会社は、2021年4月1日にディーアイエスサービス&サポート株式会社との合併にともない名称を変更し、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社となりました。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を2018年1月16日開催の取締役会において、担当J-Adviserに指定することを決議し、2018年1月23日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画

(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(イ)又は(ロ)の場合の区分に従い、当該(イ)又は(ロ)に規定する書面

(イ)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ)甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ)前aの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(イ) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項につ

- いて種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- (16) 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- (17) 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- (18) その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項

- (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいた高品質な製品づくりのための研究開発活動を行っており、主に技術部門が担当しております。また、当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、製品の改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術部門が製品開発の業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、技術部門が単独で活動するのではなく、特許出願等を担当する知財部門ならびに、お客様やお取引先様と直接対応する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、製品化を進めております。

当中間会計期間における研究開発費は2,742千円であります。

なお、当社は自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は252,890千円で、前事業年度末に比べ65,444千円増加しております。預け金の増加24,423千円、売掛金の増加22,224千円、前払費用の増加10,661千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は396,827千円で、前事業年度末に比べ27,451千円増加しております。土地の増加29,855千円、繰延税金資産の増加10,432千円、建物の増加8,767千円、長期前払費用の減少10,345千円、差入保証金の減少7,540千円、ソフトウェアの減少5,395千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は229,781千円で、前事業年度末に比べ62,495千円増加しております。未払法人税等の増加27,623千円、未払金の増加11,071千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は64,752千円で、前事業年度末に比べ36,882千円増加しております。長期借入金の増加36,882千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は355,184千円で、前事業年度末に比べ6,482千円減少しております。その他有価証券評価差額金の減少10,402千円、利益剰余金の増加3,920千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間会計期間における売上高は213,392千円（前年同期比0.3%増）となりました。これは、主力製品である「PassLogic（パスロジック）」において、既存顧客による契約の更新と、既存顧客の追加案件及び新規案件の受注が安定的に推移したことが主な要因であります。

(売上総利益)

当中間会計期間における売上総利益は151,231千円（前年同期比6.4%減）となりました。これは、ソフトウェア償却費及び商品売上原価が増加したことが主な要因であります。

(販売費及び一般管理費)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は、106,534千円（前年同期比22.6%増）となりました。これは、従業員増加に伴い給与の総額が増加したこと、及び事務所移転に伴い賃借料が増加したことが主な要因であります。

(営業利益)

当中間会計期間における営業利益は44,696千円（前年同期比40.2%減）となりました。営業利益が減少した主な要因は、前述の売上総利益が減少した主な要因、及び販売費及び一般管理費が増加した主な要因と同様であります。

(経常利益)

当中間会計期間における経常利益は49,095千円（前年同期比37.1%減）となりました。経常利益が減少した主な要因は、前述の売上総利益が減少した主な要因、及び販売費及び一般管理費が増加した主な要因と同様であります。

(中間純利益)

税引前中間純利益は69,356千円（前年同期比4.4%減）となり、当中間会計期間における中間純利益は45,907千円（前年同期比4.3%減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、本社を移転いたしました。

また、茨城県鹿嶋市の鹿島神宮に隣接した土地を購入しました。当該土地は当社設立20周年記念事業として鹿島神宮に奉納した御手洗池口鳥居の至近にあり、神宮参拝者向けに当社事業に関する広告宣伝の看板を設置いたしました。今後につきましては、従業員の福利厚生や施設利用予約及び入室に使用する本人認証システムの実証実験のための施設、当社創業25周年記念事業等に利用する予定です。

それらの設備の状況は、次のとおりであります。

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (名)
		建物	構築物	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社事務所 開発設備	8,880	—	—	51,305	19,252	79,438	34 (1)
鹿島神宮隣接地 (茨城県鹿嶋市)	その他設備	—	712	29,855 (1,613)	—	—	30,568	—

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)であり、年間の平均雇用人員を記載しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2021年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2022年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(注) 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年10月5日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより発行可能株式総数は4,000,000株増加し、8,000,000株、未発行株式数は3,000,000株増加し、6,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年10月5日(注)	1,000,000	2,000,000	—	100,000	—	—

(注) 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年10月5日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより発行済株式総数は1,000,000株増加し、2,000,000株となっております。

(6)【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
小川 秀治	東京都千代田区	1,321,800	66.10
小川 美樹子	東京都千代田区	200,000	10.00
小川 遥香	東京都千代田区	180,000	9.00
小川 穂波	東京都千代田区	180,000	9.00
石井 裕一郎	東京都渋谷区	43,000	2.15
下田 敏郎	千葉県四街道市	18,000	0.90
光野 元彦	東京都東大和市	8,400	0.42
小室 秀夫	東京都品川区	8,000	0.40
上西 義行	茨城県守谷市	8,000	0.40
千田 徹	東京都葛飾区	6,400	0.32
吉田 恵子	東京都港区	6,400	0.32
松本 久美子	東京都渋谷区	6,400	0.32
計	—	1,986,400	99.34

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,999,400	19,994	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	19,994	—

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) パスロジ株式会社	東京都千代田区神田神保町 一丁目6番地1	600	—	600	0.03
計	—	600	—	600	0.03

2 【株価の推移】

【当中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものです。

2. 2021年7月、8月、9月、10月、11月及び12月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2021年7月1日から2021年12月31日まで）の中間財務諸表について、Moore至誠監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当中間会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,715	64,899
売掛金	33,462	55,687
前払費用	6,720	17,382
預け金	89,105	113,529
その他	1,442	1,392
流動資産合計	187,446	252,890
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,492	14,309
減価償却累計額	△873	△922
建物（純額）	4,619	13,387
構築物	—	716
減価償却累計額	—	△4
構築物（純額）	—	712
土地	1,717	31,572
有形固定資産合計	6,336	45,672
無形固定資産		
ソフトウェア	56,701	51,305
ソフトウェア仮勘定	17,348	19,252
無形固定資産合計	74,049	70,557
投資その他の資産		
投資有価証券	249,843	248,902
差入保証金	26,353	18,813
長期前払費用	11,729	1,384
繰延税金資産	1,064	11,497
投資その他の資産合計	288,990	280,597
固定資産合計	369,376	396,827
資産合計	556,823	649,718

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当中間会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	8,568	11,436
未払金	8,134	19,206
未払費用	23,601	28,313
未払法人税等	—	27,623
未払消費税等	8,039	7,062
前受収益	118,046	122,196
その他	896	13,944
流動負債合計	167,286	229,781
固定負債		
長期借入金	27,870	64,752
固定負債合計	27,870	64,752
負債合計	195,156	294,533
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	18,997	23,195
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	225,018	224,740
利益剰余金合計	244,016	247,936
自己株式	△240	△240
株主資本合計	343,776	347,696
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,890	7,488
評価・換算差額等合計	17,890	7,488
純資産合計	361,667	355,184
負債純資産合計	556,823	649,718

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
売上高	212,700	213,392
売上原価	51,092	62,161
売上総利益	161,607	151,231
販売費及び一般管理費	86,874	106,534
営業利益	74,733	44,696
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	3,573	4,949
その他	—	64
営業外収益合計	3,573	5,013
営業外費用		
支払利息	109	353
支払保証料	186	205
その他	—	55
営業外費用合計	295	614
経常利益	78,010	49,095
特別利益		
投資有価証券売却益	3,495	21,394
特別利益合計	3,495	21,394
特別損失		
投資有価証券売却損	8,944	—
事務所移転費用	—	1,133
特別損失合計	8,944	1,133
税引前中間純利益	72,562	69,356
法人税、住民税及び事業税	21,339	28,381
法人税等調整額	3,239	△4,932
法人税等合計	24,578	23,448
中間純利益	47,983	45,907

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計					
当期首残高	100,000	13,498	199,869	213,368	△240	313,128	△15,702	△15,702	297,426
当中間期変動額									
剰余金の配当		5,498	△60,481	△54,983		△54,983			△54,983
中間純利益			47,983	47,983		47,983			47,983
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）							13,207	13,207	13,207
当中間期変動額合計	—	5,498	△12,498	△7,000	—	△7,000	13,207	13,207	6,207
当中間期末残高	100,000	18,997	187,371	206,368	△240	306,128	△2,494	△2,494	303,633

当中間会計期間（自 2021年7月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計					
当期首残高	100,000	18,997	225,018	244,016	△240	343,776	17,890	17,890	361,667
当中間期変動額									
剰余金の配当		4,198	△46,186	△41,987		△41,987			△41,987
中間純利益			45,907	45,907		45,907			45,907
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）							△10,402	△10,402	△10,402
当中間期変動額合計	—	4,198	△278	3,920	—	3,920	△10,402	△10,402	△6,482
当中間期末残高	100,000	23,195	224,740	247,936	△240	347,696	7,488	7,488	355,184

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	72,562	69,356
減価償却費	18,917	22,511
受取利息及び受取配当金	△3,573	△4,949
支払利息	109	353
事務所移転費用	—	1,133
投資有価証券売却損益 (△は益)	5,448	△21,394
売上債権の増減額 (△は増加)	15,505	△22,224
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△10,985	△977
未払費用の増減額 (△は減少)	5,081	2,214
預け金の増減額 (△は増加)	△2,067	△24,423
前受収益の増減額 (△は減少)	3,102	4,150
その他	△5,940	25,400
小計	98,160	51,152
利息及び配当金の受取額	3,573	4,949
利息の支払額	△112	△338
事務所移転費用の支払額	—	△1,133
法人税等の支払額	△53,137	△3,005
法人税等の還付額	—	2,316
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,483	53,940
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△39,839
無形固定資産の取得による支出	△17,647	△16,022
投資有価証券の取得による支出	—	△61,103
投資有価証券の売却による収入	27,070	67,535
差入保証金の返還による収入	—	9,359
その他投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△3,448
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,423	△43,518
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	—	80,000
長期借入金の返済による支出	△3,570	△40,250
配当金の支払額	△54,983	△41,987
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,553	△2,237
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△646	8,184
現金及び現金同等物の期首残高	71,958	56,715
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 71,311	※ 64,899

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～23年

構築物 15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

ソフトウェア（市場販売目的） 3年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当中間会計期間においては、貸倒引当金を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

PassLogicのパッケージソフトウェア販売等については、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足される引き渡し時等に収益を認識するので、「一時点で認識する収益」としてしています。

また、PassLogicの利用ライセンス及び保守サポートの提供等については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるサービス提供が完了した時点で収益を認識するので、「一定期間にわたって認識する収益」としてしています。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客との契約が工程毎に分割されるものの、全体として単一の履行義務であると判断される自社製品のカスタマイズ等の受託開発契約の一部は結合の上、進捗度を合理的に見積り、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当中間会計期間の損益に与える影響はありません。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間会計期間の利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間に係る比較情報について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。これによる当中間財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の特価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
有形固定資産	122千円	502千円
無形固定資産	18,794千円	22,009千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,000,000	—	—	1,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	300	—	—	300

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	54,983	55.00	2020年6月30日	2020年9月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,000,000	1,000,000	—	2,000,000

(注) 2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	300	300	—	600

(注) 2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	41,987	42.00	2021年6月30日	2021年9月30日

(注) 2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおり
であります。

	前中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	71,311千円	64,899千円
現金及び現金同等物	71,311千円	64,899千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	249,843	249,843	—
資産計	249,843	249,843	—
1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	36,438	36,475	37
負債計	36,438	36,475	37

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 差入保証金は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (2021年6月30日)
差入保証金	26,353

当中間会計期間（2021年12月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	248,902	248,902	—
資産計	248,902	248,902	—
1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	76,188	76,085	△102
負債計	76,188	76,085	△102

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 差入保証金は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間 (2021年12月31日)
差入保証金	18,813

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間 (2021年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	248,902	—	—	248,902
資産計	248,902	—	—	248,902

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間 (2021年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	—	76,085	—	76,085
負債計	—	76,085	—	76,085

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度 (2021年6月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	180,743	163,152	17,590
その他	36,060	19,486	16,573
小計	216,803	182,638	34,164
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	33,040	39,852	△6,812
小計	33,040	39,852	△6,812
合計	249,843	222,490	27,352

当中間会計期間 (2021年12月31日)

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	186,902	165,202	21,699
小計	186,902	165,202	21,699
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	62,000	72,251	△10,251
小計	62,000	72,251	△10,251
合計	248,902	237,453	11,448

(収益認識関係)

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
一定期間にわたって認識する収益	164,748
一時点で認識する収益	48,644
顧客との契約から生じる収益合計	213,392
その他の収益	—
外部顧客への売上高	213,392

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2020年7月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワーク	47,898
ディーアイエスソリューション株式会社	40,830
日鉄ソリューションズ株式会社	23,111
ソフトバンク株式会社	21,787

(注) ディーアイエスソリューション株式会社は、2021年4月1日にディーアイエスサービス&サポート株式会社との合併にともない名称を変更し、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社となりました。

当中間会計期間（自 2021年7月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワーク	52,162
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	37,311
富士通株式会社	24,482
ソフトバンク株式会社	23,830
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	22,071

(注) ディーアイエスソリューション株式会社は、2021年4月1日にディーアイエスサービス&サポート株式会社との合併にともない名称を変更し、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社となりました。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年6月30日)	当中間会計期間 (2021年12月31日)
1株当たり純資産額	180円89銭	177円65銭

(注) 当社は、2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり中間純利益	24円00銭	22円96銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	47,983	45,907
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	47,983	45,907
普通株式の期中平均株式数(株)	1,999,400	1,999,400

(注) 1. 当社は、2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月29日

パスロジ株式会社

取締役会 御中

Moore 至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員

業務執行社員

代表社員

業務執行社員

公認会計士

梅澤慶介

公認会計士

吉原浩

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパスロジ株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の中間会計期間（2021年7月1日から2021年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パスロジ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年7月1日から2021年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。